

公正な取引環境の確保について

1 都の指導監督

(1) 取引状況の把握

① 取引実態の把握及び調査

- ・ 卸売業者、仲卸業者に対して実績報告等を求め、取引実態を把握
 - a. 第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きの実績報告
 - b. 代金決済に関する契約等の届出
- ・ 取引の状況等を調査するため、業務指導や検査、現場査察等を実施
- ・ 必要に応じて卸売業者に対して卸売の業務等に関して資料の提出を求めることができる。

② 都と市場関係者の協議の場の活用

- ・ 各市場に取扱品目別の取引委員会を設置し、情報共有や具体的な課題に対応

③ 相談窓口の設置

- ・ 各市場及び本庁に取引に関する相談窓口を設置し、寄せられた情報について調査

(2) 不公正な行為に対する措置

- ・ 都は、不公正な行為に対して指導し、必要に応じて助言、是正の求めその他の措置を講ずる

2 不公正な取引の明確化

- ・ 具体的な事例を用いて、不公正な取引の明確化を図る
- ・ 相談窓口寄せられた情報も活用し、事例を蓄積・共有

3 国の調査への協力

- ・ 国は、取引の適正化のため、食品等の流通に関する調査を行い、食品等流通事業者に対して、指導、助言、施策の見直しその他必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて公正取引委員会に通知（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）
- ・ 開設者は国の調査に協力

4 取引の見える化等

(1) 改正卸売市場法に基づく卸売業者の取引情報の公表義務

- ・ 卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量や卸売結果（数量及び価格）を公表
- ・ 公表は、第三者販売、商物分離取引を区分して実施

(2) 各市場の取引委員会における情報共有

- ・ 第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きの実績（全体に占める当該取引の割合）について定期的に情報共有

(3) 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会における情報共有

- ・ 各市場における取引状況を総括し、情報共有

(4) 取引委員会の活用

- ・ 取引委員会において、その他の情報共有のあり方や取引に係る実際的な運用方法等を協議